

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 1 月 18 日（金）第3486号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（2件）（商工政策課取扱い） 1
- 大規模小売店舗の廃止の届出に関する公告（2件）（商工政策課取扱い） 2
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（4件）（商工政策課取扱い） 3

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成31年1月18日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成31年1月18日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成31年 1 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー新川内店
薩摩川内市西向田町80番 外 9 筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地
 - イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎
鹿児島市南栄三丁目14番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地
 - イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎
鹿児島市南栄三丁目14番地
- 3 変更年月日
平成30年 5 月 16 日
- 4 届出年月日
平成31年 1 月 8 日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成31年1月18日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成31年1月18日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成31年 1 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー宮之城店

薩摩郡さつま町宮之城屋地1052番地

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地

イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一朗
鹿児島市南栄三丁目14番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地

イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一朗
鹿児島市南栄三丁目14番地

3 変更年月日

平成30年 5 月 16 日

4 届出年月日

平成31年 1 月 8 日

大規模小売店舗の廃止の届出に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成31年 1 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー新川内店

薩摩川内市西向田町80番 外 9 筆

2 届出者の名称及び住所

株式会社タイヨー

鹿児島市南栄三丁目14番地

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

3,685平方メートル

4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成25年 7 月 31 日

大規模小売店舗の廃止の届出に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 5 項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成31年 1 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー宮之城店
薩摩郡さつま町宮之城屋地1052番地
- 2 届出者の名称及び住所
株式会社タイヨー
鹿児島市南栄三丁目14番地
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,549平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成26年 2 月 16 日

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成31年 1 月 18 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成31年 1 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ピュアタウン武岡 S C
鹿児島市武岡一丁目659番地 3 外15筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第 6 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成30年 7 月 26 日
 - (2) 法第 6 条第 2 項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成30年 7 月 26 日
- 3 意見の概要
 - (1) 防犯及び安全対策について
 - ア 開店時刻及び閉店時刻の変更、駐車場の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。
 - イ 登校時の児童・生徒がいる場合は、児童・生徒の交通安全の確保や交通安全対策に万全を期し、十分な対策を講ずること。
 - (2) 環境保全について
 - ア 次の事項を検討し、環境保全・公害防止のための対策をとること。
 - (㍑) 自動車の駐車の用に供する面積が500㎡以上であるので、鹿児島市環境保全条例に基づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。
 - (㍑) 配送車及び廃棄物収集車等の通行は、経路、時間帯を考慮し、騒音、振動等で周辺事業所、住民に迷惑をかけないこと。
 - (㍑) 店舗周辺住民等から騒音、振動などに関する苦情の申し立てがあったときは、誠意をもって対処すること。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成31年1月18日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成31年 1 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ファミリープラザめいわ
鹿児島市明和一丁目25番1号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成30年8月1日
- 3 意見の概要
今回届出のあった変更事項は、周辺の地域の生活環境に影響を及ぼすものではないと考えられるため、本市意見は特にありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成31年1月18日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成31年 1 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ南栄
鹿児島市南栄一丁目11番1
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成30年8月6日
- 3 意見の概要
今回届出のあった変更事項は、大規模小売店舗を設置する者の住所であり、周辺の地域の生活環境に影響を及ぼすものではないと考えられるため、本市意見は特にありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成31年1月18日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成31年 1 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス隈之城店
薩摩川内市矢倉町4276番10 外
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成30年8月29日
- 3 意見の概要
 - (1) 騒音規制法又は振動規制法に基づく特定建設作業実施届出を、作業開始7日前までに市環境課へ届出ること。
 - (2) 騒音規制法若しくは振動規制法又は薩摩川内市環境保全条例に基づく特定施設設置届出を、設置工事開始30日前までに市環境課へ届出ること。
 - (3) 処理対象人員が501人以上のし尿浄化槽を設置する場合は、水質汚濁防止法に基づく特

定施設設置届出を，設置工事開始60日前までに川薩保健所へ届出ること。

- (4) 事業の汚水の処理にあっては，事業の形態や規模から適正な能力を有する有効な処理方法を選定し，環境への負荷を可能な限り低減するよう努めること。
- (5) 周辺住民へ事前に説明することにより，騒音・振動対策等について十分な理解を得られるよう努めること。
- (6) 工事等の段階において騒音，粉じん等に係る苦情が寄せられた場合には，誠意を持って対応すること。